

## 神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山 名 宗 悟

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 栗地区 当初（平成30年10月）

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年10月25日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	0組織

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手はいない

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

現在、担い手がない状況であるので、農地中間管理機構への貸付は、担い手が見つければ利用する。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

##### 【農地の利用】

この地域は、水稻作がもっとも適して生産しやすく、農地を守っていく上でも、水稻作を推奨する。また、平成30年産からの行政からの生産数量目標の配分がなくなり、生産者、集荷業者等の需要に応じた生産に切り替わることを視野に入れながら、農地を守り、環境を守り、地域を守ることを目指す。また、この地域はJR播但線沿線でもあることから、条件不利農地（未ほ場整備地等）に景観作物（コスモス、れんげ）等を栽培し、JR長谷駅の利用促進を行う。

### 【担い手について】

現在は、各個人での経営が行われていて、高齢化及び後継者不足により、農地の不作付け地（耕作放棄地等）の増加が懸念されている中、周辺地区と連携しながら、担い手の確保、育成していかなくてはならない。その方法の一つとして、地域全体で農地を守るため、営農組合（農業機械の共同利用組合等）の立上げもしくは、隣接の既設営農組合との連携を検討する。さらに農業経営に意欲のある都市部からの移住の希望等がある場合、農地の貸付等に協力をする。

### 【農地の出し手】

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。

### 【農地の保全】

農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金等を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

### 【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い、獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金